

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 9 号

和解及び損害賠償の額の決定について

消防ポンプ自動車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年12月26日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

令和元年10月14日午後5時5分頃、主要地方道壬生川新居浜野田線（多喜浜二丁目1番73号地先路上）において、東進中の垣生分団消防ポンプ自動車が、走行車線から追越し車線に進路を変更している際、後方から追越し車線を直進してきた相手方の軽自動車の走行を妨げ、当該消防ポンプ自動車との接触を回避しようとした相手方の車両が中央帯に衝突し、損傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、
金10万7,600円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、新居浜市に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わない。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。